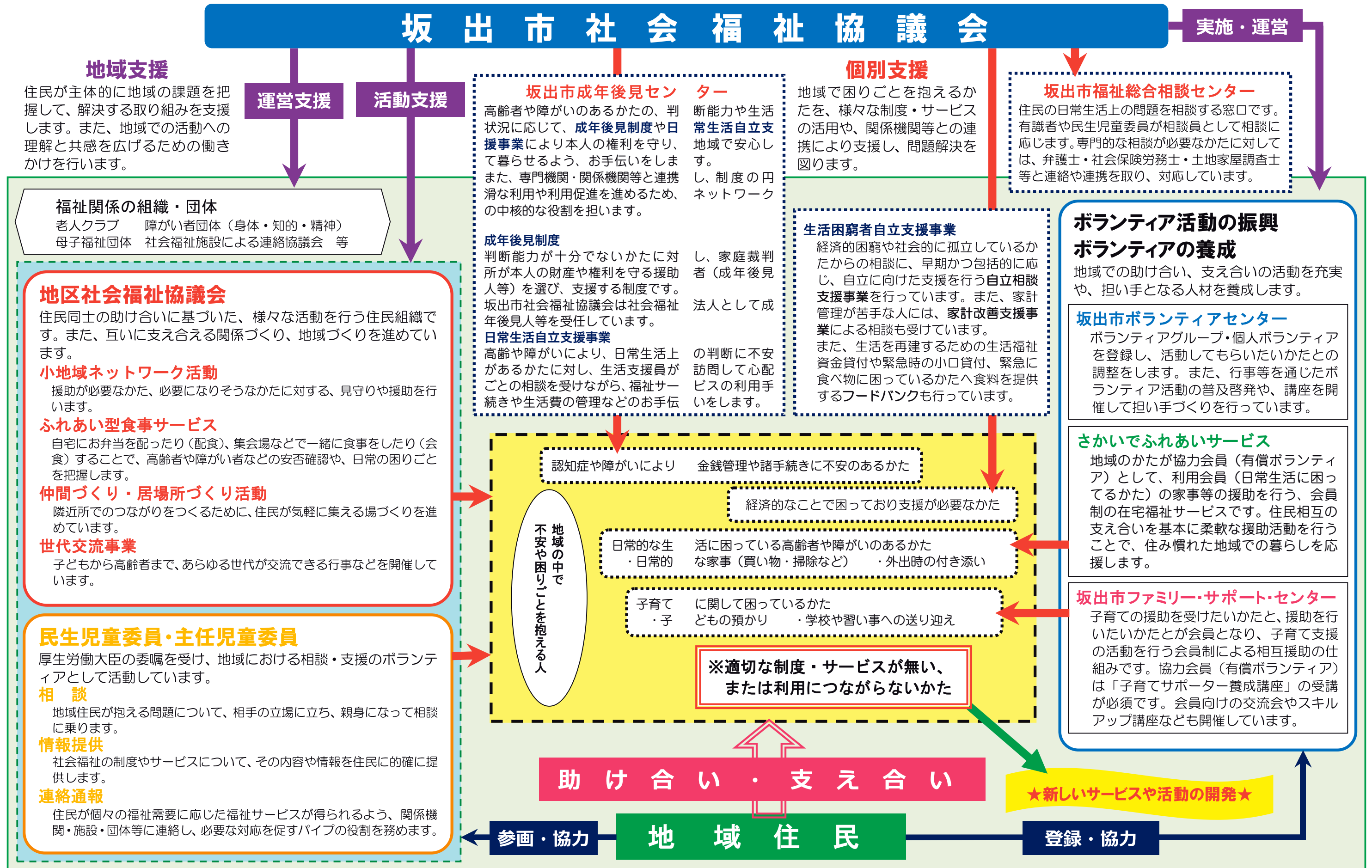


資料編



坂出市社会福祉協議会では、このような取り組みを行っています。

社会福祉協議会は、公益性の高い社会福祉法人です。関係機関・関係団体等とともに、すべての人が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを進めています。



(平成8年4月1日施行／平成27年4月1日改訂)

(1) 目的

日常生活に不便さを抱える人に対し、地域で自立した生活が送れるように地域住民の助け合い、支え合いに基づく活動を推進することで、相互支援体制の構築と、地域の福祉力向上を図ることを目的とする。

(2) 実施事業

1 小地域福祉活動の推進

地域で課題を抱える人の早期発見と継続した支援を行うため、小地域（概ね自治会の範囲）での活動を推進する。

①見守り・訪問活動（小地域ネットワーク活動）の拡充

援助を必要とする人の周りにネットワークをつくり、見守り、訪問によるニーズ把握、軽易な援助活動等を行う。民生児童委員・自治会長・福祉推進委員等の関係者による見守り・訪問活動と、近隣住民等による緩やかな見守りを組み合わせることで、より効果が期待できる。

②ふれあい型食事サービスの実施

高齢者・障がい者等の希望者に月1回以上の食事サービス（配食・会食）を実施する。利用者は費用の1/2～1/3を負担金として支払う。

小地域ネットワーク活動の対象とならない人（本人の了解を得られない等）や、仲間づくり活動・居場所づくり活動へ参加しない（できない）人に対する見守り・安否確認・ニーズ把握等の役割も担う。

③日常生活支援活動の推進

高齢・障がい等により、日常の家事（ゴミ出し・掃除・食事の世話等）や外出（買い物・通院等）に困っている人に対し、隣近所等での継続した支援を行う。小地域ネットワーク活動と連携し、実情に即した援助活動につなげるよう努める。

小地域ネットワーク活動のメンバーによる支援、地区内で組織化したボランティアチームによる支援など方法は問わないが、対象は個人（世帯）とする。

必要に応じて、介護保険サービス・障がい福祉サービス等の公的サービスや、市社協の住民参加型在宅福祉サービス「さかいでふれあいサービス」等との連携を図る。

④仲間づくり活動・居場所づくり活動（サロン活動）の推進

地域の中で隣近所の人たちが集うことで、住民同士のつながりづくりや、助け合い、支え合う関係づくりを図る。また、地域で孤立しがちな人、またはその恐れのある人に対し、住民同士で交流できる場所および機会を提供する。

安否確認やニーズ把握の役割を果たすとともに、健康維持・向上による介護予防効果も期待できる。

仲間づくり活動

緩やかなルールのもと気軽に集まり、軽体操・講話・レクリエーション・食事・ボランティア活動等のプログラムを定期的（週1回～月1回）に実施する。

居場所づくり活動

集会場等を開放し、好きな時に、好きな時間、好きなことをして過ごせる場所を提供する。

2 体制整備

小地域福祉活動を推進するための担い手づくりを進め、活動の促進・拡充を図る。

①福祉推進委員の設置および活動の推進・強化

自治会あたり1～数名（目安として概ね30～50世帯に1名）を配置することで、地域を理解した、より地域に密着した福祉活動を推進する。原則として、自治会長・民生児童委員・婦人会役員等が協議して推薦し、地区社協会長が委嘱する。

小地域福祉活動（前項①～④）を推進する役割を担うとともに、地域での率先活動者として、地域住民に小地域福祉活動の必要性を示し、参画が促進される地域づくりへの役割も担う。

②ボランティアの組織化

ボランティアチーム（グループ）を組織し、地区内のニーズに対応する。個人のニーズのほか、公共施設や社会福祉施設でのボランティア活動も行う。

「坂出市ボランティアセンター」「さかいでふれあいサービス」「坂出市ファミリー・サポート・センター」と連携することで、様々なニーズに対応できる体制づくりを進める。

☆民生委員活動強化方策

重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために

地域には、様々な課題を抱えながら、孤立したり十分な支援を受けることができない中で生活している人や家庭が多く存在します。誰もが孤立せず、安心して暮らしていくためには、希薄化しがちな“人と人とのつながり”が大切です。

民生児童委員および民生児童委員協議会(民児協)には、地域の幅広い関係者と連携し、積極的に住民に働きかけ、地域の力によって誰もが支え合える地域を創っていくことが期待されます。

◇児童委員活動強化推進方策

重点1 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる

- ・すべての親子が、地域のなかで誰かとつながっていることを実感し、何かあったときには頼れる相手がいるという安心感をもてるようにしていく。
- ・児童委員および主任児童委員として、学校行事などへの参加や登下校時の見守りなどを通じて、地域の子どもたちの「身近なおとな」になるとともに、子育て中の親にとっても「人生の先輩、子育ての先輩」となるように努める。

重点2 子育て・子育てを応援する地域づくりを進める

- ・子育てや子どもの健やかな育ちを地域で支えていく。
- ・率先して「子育て応援団」となると同時に、地域住民への働きかけを行なうことで地域に「子育て応援団」を増やし、子育て・子育てを応援する地域づくりを進める。

取り組んでいくこと

- ①自治会活動や地区社協活動と民生児童委員活動との連携強化
- ②住民同士が支え合える仕組みづくりへの協力 ～協議体への参画～
- ③子育てを応援する地域づくりの推進
 - ・学校行事に参加して子育て世代と顔の見える関係づくり
 - ・子育てサークルなど親子が集まる場でのつながりづくり



☆民生委員活動強化方策

重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために

地域には、さまざまな課題を抱えながら、助けを求める「声を出せない人」「声を出さない人」も少なくありません。課題を抱える人を早期に適切な支援につなげるためには、民生児童委員のみならず、近隣住民や地域が幅広く連携・協力して“気になる人”を早期に把握することが大切です。

また、既存の制度では十分な対応が難しいケースも少なくありません。地域においてどのような支援・サービスが必要か、住民の生活状況や生活課題を把握する民生児童委員だからこそ可能な、提案・提言を積極的に行っていきましょう。

◇児童委員活動強化推進方策

重点3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える

- ・課題を抱えながら周囲に助けを求められない親子を早期に把握し、支援につなぐことで課題の深刻化防止につなげる。
- ・日頃から、「気になる家庭」について、地域住民から情報提供を得られる関係づくりに取り組む。

取り組んでいくこと

- ①積極的な訪問活動等を通じた住民との関係づくり
 - ・在宅高齢者訪問、きんとキットの配付
 - ・配食サービスを通しての安否確認
 - ・仲間づくり活動などを通じた“気になる人”の把握
 - ・認知症高齢者の見守りや家族を支えるための地域への働きかけ
- ②市社会福祉協議会との一層の連携・協働
- ③学校・スクールソーシャルワーカーとの連携
- ④住民の代弁者として関係機関等への意見具申・提言活動の強化



☆民生委員活動強化方策

重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

現在、民生児童委員制度・民生児童委員活動はさまざまな課題に直面しています。民生児童委員の負担は増えており、短期間で退任する人が多い一方で、なり手不足も深刻です。また、住民からの認知度の低下も、今後の民生児童委員制度を維持していくうえで大きな課題といえます。

こうした課題を解決し、民生児童委員制度を発展させていくためには、一人ひとりの委員を支える民児協の機能を強化するとともに、地域の理解を深めることが重要となります。それにより、なり手確保の「すそ野」を広げていきましょう。

◇児童委員活動強化推進方策

重点4 児童委員制度やその活動への理解を促進する

- ・児童委員が地域において積極的な取り組みを推進していくために、その基盤となる環境整備に取り組む。
- ・内的環境の整備としての民児協の機能強化、外的環境の整備としての地域住民や関係機関等への児童委員、主任児童委員の存在・役割の認知と正しい理解の促進を図る。

取り組んでいくこと

- ①単位民児協の機能強化による民生児童委員への支援
 - ・委員同士の会話の場を多く持ち相互理解を深める
- ②コミュニティスクールへの参加による民生児童委員・主任児童委員の役割に関する理解促進
- ③地域住民への積極的PR活動

第6次 坂出ふくしプラン21 策定経過

令和6年 5月1日 ～ 5月27日	第5次プランの進捗に 関するヒアリング	地区社協役員等を対象に、市社協職員が第5次プランの進 捗状況や活動を行う上での課題などについて聞き取り
5月22日	策定ワーキンググループ 全体会（第1回）	○地域福祉活動計画・地域福祉計画について ○策定方法およびスケジュールの概要について ○課題抽出班・座談会班の編成について ○施策等の動向および「香川おもいやりネットワーク」に ついて
6月20日	第1回 策定委員会 ※坂出市地域福祉計画 策定委員会と同日開催	○委嘱状交付 ○委員長・副委員長の選出 ○策定委員会・策定ワーキンググループ設置規程について ○策定方法および策定スケジュールについて
7月10日 ～ 7月31日	市民アンケート調査 ※市ふくし課が実施	住民基本台帳を基に18歳以上の中から無作為抽出した 2,000名を対象にアンケートを実施 (回答数858件・回収率42.9%)
7月10日 ～ 8月18日	地区座談会	ワーキンググループメンバー・市社協職員が各地区に行 き、地域の現状や変化、これから必要になりそうな取り組 みについて意見交換
8月5日 ～ 8月23日	関係団体ヒアリング ※市ふくし課と合同	地域活動に携わる団体等を対象に、市ふくし課および市社 協職員が団体や会員の課題、これから取り組みたいことな どについて聞き取り（17団体）
8月5日	課題抽出班会議（1班）	ワーキンググループメンバーが、第5次プランの進捗に関 するヒアリングの内容から課題を抽出
9月3日	課題抽出班会議（3班）	ワーキンググループメンバーが、地区座談会の内容から課 題を抽出
9月12日	課題抽出班会議（4班）	ワーキンググループメンバーが、団体ヒアリングの内容か ら課題を抽出
9月25日	課題抽出班会議（2班）	ワーキンググループメンバーが、市民アンケート調査の内 容から課題を抽出

10月3日	第2回 策定委員会 ※坂出市地域福祉計画 策定委員会と合同	○ワーキンググループによる課題抽出について
10月23日	策定ワーキンググループ 全体会（第2回）	○課題抽出班会議の内容について ○基本理念（案）・基本目標（案）について ○作業班の編成（案）について
11月14日	第3回 策定委員会 ※坂出市地域福祉計画 策定委員会と同日開催	○これまでの策定経過 ○基本理念（案）・基本目標（案）について ○作業班の編成および班会議の日程について
11月18日	作業班会議 (香川おもいやりネットワーク)	ワーキンググループメンバーが、基本目標Ⅰ～Ⅳについ て、社会福祉施設・事業所等による取り組みを実施計画と して検討
11月21日	作業班会議（1班）	ワーキンググループメンバーが、基本目標Ⅱについて、 具体的な実施計画を検討
	作業班会議（2班）	ワーキンググループメンバーが、基本目標Ⅲについて、 具体的な実施計画を検討
	作業班会議（3班）	ワーキンググループメンバーが、基本目標Ⅳについて、 具体的な実施計画を検討
12月9日	策定ワーキンググループ 全体会（第3回）	○第6次プラン（案）について ○地区座談会について
12月19日	第4回 策定委員会 ※坂出市地域福祉計画 策定委員会と同日開催	○第6次プラン（案）について ○地区座談会について
令和7年 1月10日 ～ 1月28日	地区座談会（2回目）	第6次プラン（案）の内容を説明し意見交換
2月17日	会 長 報 告	第6次プランの成案を市社協会長へ報告

第6次 坂出ふくしプラン2 1 策定委員会 設置規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、坂出市地域福祉活動計画「第6次 坂出ふくしプラン2 1」(以下「第6次プラン」という。)の策定にあたり、坂出市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)に策定委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(任 務)

第2条 委員会の任務は、次に掲げるところとする。

- (1) 第6次プラン(案)を策定すること。
- (2) 第6次プラン(案)を文書にして市社協会長に報告すること。

(組 織)

第3条 委員会は、市社協会長が委嘱する委員12名以内で組織する。

- 2 委員は、坂出市地域福祉計画策定委員会委員をもって構成する。
- 3 委員会に委員の互選により委員長1名、副委員長1名を置く。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 5 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の任務を達成し、委員会を解散するまでとする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、市社協地域福祉推進課地域福祉係に置く。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1回委員会は、第3条第5項の規定にかかわらず、市社協会長が招集し、委員長が選出されるまでは事務局が議長を代行する。

第6次 坂出ふくしプラン2 1 策定ワーキンググループ 設置規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、坂出市地域福祉活動計画「第6次 坂出ふくしプラン2 1」(以下「第6次プラン」という。)の策定にあたり、坂出市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)に策定ワーキンググループ(以下「WG」という。)を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(任 務)

第2条 WGの任務は、次に掲げるところとする。

- (1) 地域課題等を抽出し、第6次プラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)に諮ること。
- (2) 第6次プランの素案を作成し、策定委員会に報告すること。

(組 織)

第3条 WGは、地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)関係者、香川おもいやりネットワーク事業参画法人・施設の職員で構成する。

(任 期)

第4条 WGを構成するメンバー(以下「メンバー」という。)の任期は、第1回会議の日から第2条の任務を達成し、WGを解散するまでとする。

(班)

第5条 WGにメンバーで編成する班を置く。

- 2 メンバーを4班に分け、課題の抽出を分掌する。
- 3 メンバーを2～4班に分け、実施計画の素案作成を分掌する。
- 4 メンバーを4班に分け、地区座談会の進行およびまとめを分掌する。

(会 議)

第6条 会議は、全体会および班会議とする

(事務局)

第7条 WGの庶務は、市社協地域福祉推進課地域福祉係および総務経営課総務福祉係が行う。

(委 任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市社協が別に定める。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

第6次 坂出ふくしプラン21 策定委員会 委員名簿

	氏 名	所 属 団 体
委 員 長	入 江 正 憲	坂出市連合自治会
副 委 員 長	篠 原 正 樹	坂出市地区社会福祉協議会連絡協議会
委 員	本 多 秀 司	坂出市民生児童委員協議会連合会
委 員	松 浦 佳 子	坂出市婦人団体連絡協議会
委 員	三 土 清 子	坂出市老人クラブ連合会
委 員	宮 本 貴 光	坂出市PTA連絡協議会
委 員	久 保 陽 子	坂出市保育所等保護者会連合会
委 員	中 西 可須枝	坂出市ボランティアセンター運営委員会
委 員	西 村 律 子	中讃東圏地域自立支援協議会
委 員	中 西 公 子	坂出地区保護司会
委 員	吉 田 典 子	公募委員
委 員	土 生 奈 加	公募委員

第6次 坂出ふくしプラン21 策定ワーキンググループ 名簿

氏 名	所 属 等
横 田 佳 幸	西部地区社会福祉協議会 副会長
川 野 義 広	中央地区社会福祉協議会 理事
神 成 章	東部地区社会福祉協議会 会長
重 田 明	金山地区社会福祉協議会 事務局長
伊 関 範 雄	西庄地区社会福祉協議会 評議員・民生児童委員
濱 岡 幸 一	林田地区社会福祉協議会 運営委員・民生児童委員
松 田 英 司	加茂地区社会福祉協議会 副会長・福祉活動企画員
空 本 高 則	与島地区社会福祉協議会 福祉活動企画員
幸 田 直 哉	府中地区社会福祉協議会 会長
浦 田 康 志	川津地区社会福祉協議会 副会長・民生児童委員
田 中 孝 敬	松山地区社会福祉協議会 福祉活動企画員
西 尾 節 美	王越地区社会福祉協議会 運営委員・主任児童委員
近 藤 まどか	社会福祉法人 聖マルチンの家
内 海 信 哉	社会福祉法人 鵜足津福祉会
宮 武 幸 子	社会福祉法人 楽笑福祉会
川 田 恵 子	社会福祉法人 瀬戸福祉会
星 賀 真 之	社会福祉法人 敬世会
清 水 愛	社会福祉法人 永世会
内 田 詩 織	社会福祉法人 永世会